

広島県告示第八百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

高取北三丁目九地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		町・大字		字		地番		標柱番号	
広島市安佐南区		高取北二丁目				一一五番一八		標柱一号	
		高取北三丁目				一一五番四三〇		標柱二号	
						一一五番四三二		標柱三号	
						一〇九番		標柱四号	
						一〇三番三		標柱五号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

千田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市		町		大字		字		地番		標柱番号	
福山市		千田町		千田		唐丸		一三一八番二		標柱一号及び六号	
								甲一三七四番		標柱二号	
								一三〇九番二		標柱三号	
								一三〇五番		標柱四号	
								一三一七番		標柱五号	